

少年野球中等部

高橋クラブ

規約

- 1 名称 正式名称： 少年野球中等部高橋クラブ 呼称：高橋クラブ
- 2 目的 中学野球の発展と青少年の健全な育成を図る
- 3 チームの構成、入会と脱会
会員制とし各家庭の承諾を得た中学生で構成する。
 3. 1入会
①中学校1年生～3年生を対象とする。（1年生は小学校6年生の2月以降）とする。
②定期の入会申し込み期間は、1月～2月とするが、途中での随時入会も認める。
 3. 2脱会
①中学校3年生の最終大会が終了した段階
②本会の目的に反した場合（幹事会にて協議のうえ判断）
③本人及び父母からの要望があった場合
- 4 組織 クラブ組織として下記の構成で運営する。
 4. 1チームの運営
クラブ部長1名 監督1名 コーチ 若干名
 4. 2父母会
野球を通じて親子のつながりを深めると共に指導者を支える為に父母会を設ける。
父母会の運営は父母会役員に一任するが、次の事項についての協力をお願いする。
また、役員として会長1名、会計1名、運営委員2名、広報1名を設ける。
①チームの会計と監査
②定期総会への出席
③公式及び練習試合の選手の送迎 応援 審判等
 4. 3定期総会
1回/年 開催する。規約の改正についてもその場で決議承認するものとし
出席者の過半数をもって承認とする。
 4. 4幹事会
部長、監督、コーチ、事務局、及び父母会役員にて、構成し必要に応じて開催
- 5 会費
 - ①入会金 3000円（3年生途中入会の場合は1000円）
 - ②会費 月額 2000円（徴収方法については別に定める）
- 6 大会及び団体への参加
豊田軟式少年野球クラブに加入し、当該連盟が主催する大会をはじめとした各種の大会に出場する。
- 7 その他
 7. 1スポーツ安全保険に加入する。（傷害賠償見舞）
保険代は会費に含まれるものとする。
 7. 2団体加盟費、大会参加費、は入会金と会費で賄う。
 7. 3グローブ、スパイク、練習着の上下、ストッキング、帽子は個人負担とする。
（試合用ユニフォーム、背番号はクラブ貸与）
 7. 4慶弔に関する事
 - ①弔慰金。会員本人の場合；花輪及び香料一万円・父母の場合；香料一万円
 - ②見舞金。公傷で1週間以上の入院または通院の場合五千元
 7. 5その他問題が生じた場合はその都度定期総会や幹事会にて協議し決定するものとする。

この会の住所は会計宅に置く

設立年月日	平成13年 3月10日	
改定	平成14年10月 5日	令和5年11月26日
	平成21年12月 6日	令和6年12月14日
	平成27年12月13日	
	平成29年12月10日	